

周南市多胎児家庭子育て支援事業登録事業者募集要項

1 募集の趣旨

周南市では、多胎の子を妊娠及び養育している者に対し、家庭や地域での孤立感を解消し、子どもを安心して産み育てやすい環境の整備を図ることを目的に、家事、育児などの相談支援を行う周南市多胎児家庭子育て支援事業を実施しています。

今回の募集は、当該事業において市からの依頼に基づき、多胎児家庭子育て支援員を派遣する登録事業者を募集し、選定を行うものです。

2 募集対象区域

周南市内全域

3 事業者の資格

事業者は以下の要件を満たすものとします。

- (1) 周南市内で相談支援が可能な介護保険制度の指定居宅サービス事業者又はこれと同等の能力を有すると認める事業者で、当該業務を適切に遂行できること。
- (2) 多胎児家庭子育て支援員として派遣可能な従業者を有していること。
- (3) 市あんしん子育て室と連携・調整を行うことができること。

4 多胎児家庭子育て支援員登録の要件

登録事業者は、次に掲げる要件を全て備えている者を支援員として派遣するものとします。

- (1) 保健師、助産師、看護師、准看護師、保育士、幼稚園教諭、介護福祉士又は訪問介護員の資格を有する者若しくは子育てに関する事業に従事した経験がある者であること。
- (2) 心身ともに健全であること。
- (3) 家事又は育児に関する援助を適切に実行する能力を有すること。
- (4) 子育てに関する知識又は経験があり、利用者からの相談等に対応できる能力を有すること。

5 対象者及び事業内容

「周南市多胎児家庭子育て支援事業委託仕様書」によるものとします。

5 委託期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

6 応募方法

(1) 提出書類

周南市多胎児家庭子育て支援事業登録申請書

※随時市ホームページからダウンロード可

※提出された書類の返却は行わない。

(2) 提出方法及び提出場所

郵送又は持参により提出

〒745-0005 周南市児玉町1-1

周南市あんしん子育て室 (徳山保健センター2階)

TEL 0834(22)8452 FAX 0834(22)8815

(3) 応募期間 随時(受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで)

8 審査結果の通知等

提出書類に基づく審査の結果は、書面により全応募者に通知します。なお、実施事業者として登録することが適当であると本市が認める事業者については、委託契約の手続きを案内します。

9 その他

(1) 提出書類の作成及び提出にかかる費用は、事業者の負担とする。

(2) 提出書類に虚偽の記載をした場合、無効とする。また、重大な不備がある場合は、無効とすることがある。

(3) 事業に関する質問は、電話、FAX、来所により対応する。

10 関係資料

周南市多胎児家庭子育て支援事業委託仕様書